

## 健康診断を取り巻く「保健指導体制」 - 山梨県内事業場の実態 -

主任研究者	山梨産業保健推進センター相談員	金子 誉
共同研究者	山梨産業保健推進センター所長	佐藤 章夫
	山梨産業保健推進センター相談員	高橋 英尚
	山梨産業保健推進センター副所長	石原 誠
	山梨産業保健推進センター業務課長	浅井 幸雄

【目的】 一般に大企業では常勤の医師・保健師(看護師)・衛生管理者などが配置されており十分な保健指導が行われていることが多いが、中小企業においては常勤の産業保健担当者がいない場合が多く十分な保健指導が行われていないのが現状である。これらの事業場においては、健康診断(健診)前後の保健指導体制を強化し、労働者個人の健康管理に対する motivation を高めるとともに生活習慣病の予防に役立てることが緊急の検討課題である。本研究の目的は山梨県内の事業場における健診を取り巻く保健指導体制の実情を把握することである。

【方法】 山梨県内に所在する事業場を対象に、健診を行う目的や意義の理解度、事後指導体制の実態を把握するためにアンケート調査用紙を作成した。質問項目は全部で38項目、50人以上の事業場150社、官公省50機関、50人未満の事業場50社を無作為に抽出し、健診等の産業保健活動の企画・立案担当者に回答への協力依頼を行った。アンケート調査用紙の郵送は全部で250部、回収125部(回収率:50%)であった。回収分の事業場規模の内訳は、50人未満56社・50人以上69社であった。

### 【結果と考察】

#### 職種や事業場について

規模は従業員数100人以上の事業場から1~9人の事業場まで様々である。平均年齢は30歳代と40歳代が合わせて90%を占めた。30~40歳代のいわゆる働き盛りといわれる年代はある程度体力があり、また仕事に責任がで

てくるため無理をしがちである。また、労働者の多くは仕事中心になりやすく、自身の健康に意識を向ける機会も少なく、健診を受けてもその場限りになりやすいと考える。山梨県内の一般定期健診における生活習慣病関連の有所見率は年々増加、平成15年度は49.4%となり全国平均の47.3%を上回っている。そのため早いうちからの予防と早期発見・治療が重要である。健診の意義を理解し効果的な結果につなげるためには、個人の健康意識の向上が必要である。しかし労働者の多くは1日の大半を事業場で過ごしているため、個人の健康意識の向上だけでは有所見率の低下にはつながりにくい。そのため事業場全体の健康意識の高揚が不可欠である。今回の結果、事業場により、健康・安全意識の違いがあるのではないかと考えられた。例えば、安全または衛生委員会などは従業員数が多いほど設置率は高いが、50人以上の設置を義務づけられている事業場でも、上記の委員会がない事業場が19社(27.5%)あった。健康・安全の意識の向上は、事業場の業種・従業員数だけでなく事業場の健康や安全に対する意識や位置付けも重要な要因といえる。

#### 健康診断の事後措置について

プライバシーに注意して健診結果を受診者に通知している事業場は全体の96%、また、約半数の事業場でプライバシーに注意して結果を職制に通知していると答えた。平成17年より個人情報保護法が施行され、個人情報のやり取りはさらに注意が必要とされる。どのようにプライバシーに配慮しているかは今回のアンケートからは明らか

ではないが、今後重要なポイントとなる。またプライバシーに注意して通知していないと答えた事業場は早急に結果の通知について見直す必要がある。結果を受診者に1～3ヵ月後に通知すると答えた事業場は約10%(50人未満10.7% vs 50人以上11.5%)であり、要精検者や要再検者がいた場合の対応が遅れ、疾病が悪化する可能性がある。また産業医・保健師(看護師)・衛生管理者のいずれかがいても健診後のフォローが十分でない事業場があった。これらの理由として考えられるのは、事業場の健康管理に対する意識が低いこと、知識不足、適切な健康管理体制がないことなどが考えられた。また産業医・保健師(看護師)・衛生管理者のいずれもいなく、医学的知識に乏しい者が指導した場合に再検・精検の必要性が理解できず、受診に結びつかないことも考えられた。

#### 健康診断結果の活用などについて

健診結果を保管していない事業場は4%であった。また、監督署に提出が義務付けられている50人以上の従業員のいる事業場で未提出な事業場は7社(10%)あった。理由としては、法的なことが把握できていない、管理に対する意識が低いことなどが考えられる。法的な義務を知っているかを確認する必要がある。健診結果を疫学的に解析していない事業場は75%に及んだ。解析できない理由としては、スタッフ不足、時間がない、知識不足、健康管理に対する意識が低いことなどが考えられる。また、健診結果を安全または衛生委員会等で報告・審議していない従業員50人以上の事業場が半数以上あるため、これらの委員会が有効に機能していない可能性が考えられた。健診結果を個人の健康としてだけでなく、集団の健康として捉えることも必要である。なぜなら従業員の多くが1日の大半を職場で過ごしていることが多いからである。そのため事業場全体の健康の維持・増進が、そのまま個人へとつながる。次回の健診の計画・準備を行っていない事業場は16%(従業員50人以上に限ると13%)であった。理由として、従業員が少ない事業場では次回の計画・準備が十分

できなかったり、毎年同じ健診機関・同じ場所で行っているところでは必要ないと思われる可能性が考えられる。健診をスムーズに行うためには、反省や計画・準備をし、必要に応じて健診機関や病院と連絡を取り合うことも必要といえる。労働衛生教育および一般健康教育を行っている事業場は約35%(従業員50人以上に限ると41%)にとどまった。行えない理由としては、時間がない、教育できる人がいない、人を依頼するとお金がかかる、どこに依頼していいかわからないなどが考えられる。厚労省の調査によると、「健診の結果に応じた健康指導の実施」を事業場に期待している従業員は約3/4であった。健診を異常の発見・治療としての2次予防だけでなく、自身の生活習慣を振り返り、生活習慣病を予防するための1次予防として活用していくことが今後大切である。そのために産業衛生スタッフが労働衛生教育の必要性を理解するとともに、健診機関、病院などが積極的にアプローチしていくことが必要である。

#### 事業場外資源の活用について

多くの事業場は健診後の再検査や精密検査の対象者への指導や療養指導などの事後措置を実施していると答えたが、事後措置を行う上で事業場外資源を活用している事業場は、従業員50人以上・未満とも約20%にとどまっていた。多くの事業場が事業場外資源を活用せずに、事業場内の資源のみで事後措置を行っていることが予測される。そのため、有識者による適切な事後措置がとられているのか疑問が残り、医師や保健師などによる事後措置が必要である。特に小規模事業場ではこのようなスタッフを揃えるのは難しいので、事業場外資源を大いに活用するべきである。産保センターまたは地域産保の何らかのサービスを、ほとんどの事業場が「利用したことがない」という結果となった。今後、サービス内容を周知する必要がある。自発的健康診断受診支援事業については、今回のアンケートからは深夜業務を行っている事業場の割合は明らかではないが、事業主や管理者が制度を知らないとい

従業員へ周知することができない。そのため、適切な労働環境が整えられていないといえる。産業医共同選任事業においては、56社が50人未満の事業場であるにもかかわらず「知らない」という回答が最も多かった。小規模事業場のための制度であるのに認知度が低く有効に利用されない。助成金事業の認知度も低く、制度の周知が必要である。アンケートの結果から、産保センターから情報を得ている事業場が最も多く、次いで情報誌・パンフレット、労働局・監督署という結果となった。ホームページから情報を得ている事業場はわずか1%であった。広くインターネットが普及してきているが、山梨県内に限っては情報をホームページから得ているところが少ないために、産保センターや労働局などが直接紹介したり、パンフレットや情報誌などを中心とした情報提供をするべきではないかと考える。